

# 佐久市スポーツ推進審議会委員公募要領

佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市スポーツ推進審議会の委員を公募します。

## 1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	佐久市スポーツ推進審議会
設 置 目 的	スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置する。
所 掌 事 務	佐久市教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。  1 スポーツ施設の設置及び整備並びに運営に関する事項 2 スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項 3 スポーツ事業の実施及び奨励に関する事項 4 スポーツ団体の育成に関する事項 5 スポーツによる事故の防止に関する事項 6 スポーツの技術水準の向上に関する事項 7 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

## 2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、行政改革大綱、総合計画等に掲げる、市民と行政との「協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

佐久市スポーツ推進審議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

## 3 公募委員数

募 集 人 員	2人（委員総数10人以内）
---------	---------------

#### 4 申込資格

申込資格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 ① 年齢が満18歳以上であること。 ② 市内に住所を有しているか、市内の事業所に勤務しているか、市内の学校等に在学していること。 ③ 市税を滞納していないこと。 ④ 佐久市の他の審議会等の委員となっていない者 ⑤ 佐久市議会議員でない者 ⑥ 佐久市職員でない者 ⑦ 審議会等の所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる者 ⑧ 一定の職務経験又は特定の技能資格を有する者 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない者
基準日	令和8年4月1日

#### 5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	1 佐久市スポーツ推進審議会公募委員申込書
様式	1 佐久市スポーツ推進審議会公募委員申込書 (別添様式)

#### 6 申込方法及び期限

申込方法	別添の申込書により、次の方法で申し込んでください。 1 持参 (佐久市教育委員会 スポーツ課窓口) 2 郵送 (宛先:385-8501 佐久市中込 3056 番地 スポーツ課) 封筒の表面に「公募委員書類在中」と朱書きしてください。 3 メール (taiiku@city.saku.nagano.jp) 4 ファックス(ファックス番号:0267-63-0480)
申込期限	持参の場合:3月30日(月)から4月17日(金)(土・日、祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分 郵送、メール、ファックスの場合:3月30日(月)から 4月17日(金)の午後5時15分まで必着

## 7 選考方法

選考方法	<p>申込書類の審査後、申込資格に適合すると認められる有資格者が募集人員を超えた場合には、公開のもとで抽選により選考します。</p> <p>1 日時 令和8年4月28日(火) 午後4時から</p> <p>2 場所 佐久市役所 本庁舎 6階 602会議室</p>
------	--

## 8 選任時期及び任期

選任時期	令和8年6月(予定)
任期	委嘱の日から2年間

## 9 委員報酬等の有無及び金額

種別	報酬	費用弁償
有無	有	有
金額	1日あたり6,500円 (会議等が半日で終わる場合は、 この半額)	旅費 1kmあたり37円 (車で来庁する場合)

## 10 その他

特記事項	<p>1 申込書類の記載事項について、関係機関等に問い合わせをすることがあります。</p> <p>2 委員に委嘱されたのちに申込資格を満たさない状況になったときは、任期途中においても委員の資格を失います。</p> <p>3 申込者が募集人員に満たない場合であっても、再募集はしません。</p>
問合せ先	<p>佐久市教育委員会 スポーツ課 スポーツ推進係 (担当: 大島)</p> <p>電話番号: 0267-62-4004(直通)</p>